

第十一回特別弔慰金のご案内

戦没者等の
ご遺族の皆さまへ

支給対象者

令和2年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける人（戦没者の妻や父母）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

戦没者等の死亡当時のご遺族で

1. 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有しているなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（おい、めいなど）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

支給内容

国債名称 第十一回特別弔慰金国庫債券 い号

額面 25万円（5年償還の記名国債）



請求期限

令和5年3月31日まで

※請求期限を過ぎると第十一回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、
ご注意ください。

お知らせ

◆「同意書」の廃止について

請求手続きの簡素化のため、「同意書」を廃止しました。同順位の人が複数いる場合は、代表して請求する人を決めていただくようお願いします。

◆国債の償還について

国債の償還金は、令和3年から毎年1回償還日（4月15日）以降に、年5万円ずつ支払われます。支払いを受ける場所は、ご希望の郵便局などを指定していただきます。

【請求窓口・お問合せ】住民福祉課 戸籍班 ☎ 20-1151

・・・以下は、有料広告です。

毎日は嫌。長時間は嫌。でも少しは働きたい・・・。そんな、60歳以上の

「働きたい！」の「力」になります！

60歳からの
助たち人生



随时（土日・祝除く）入会を受け付けています。お気軽にお問い合わせください！

問合せ先 三戸町シルバー人材センター ☎ 0179-22-0262
(公社)青森県シルバー人材センター連合会 青森市中央1丁目25-3 ☎ 017-732-5757

※町では、財源確保などのため広告を掲載しています。なお、掲載する広告は、三戸町が推奨するものではなく、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

※広告掲載の申込みなどについては、三戸町役場まちづくり推進課まで ☎ 20-1117